

(入札公告)

長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び
運用保守等業務委託に係るプロポーザルへの参加者の募集

令和7年8月

長野県民交通災害共済組合

次のとおり長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託に係るプロポーザルへの参加者を募集します。

令和7年8月29日

長野県民交通災害共済組合 組合長 三木 正夫

第1 調達背景及び目的

本組合の会員募集にあたっては、自治会の協力を得て行ってきたが、自治会役員の高齢化による負担増や個人情報保護の観点から、毎年一部の自治会役員等から苦情が出ており、金融機関からも大量の硬貨を扱うこと等から、負担軽減のため改善を求められている。

また、市においては、加入申込書の仕分作業を手処理で行うため、作業負担が大きく、デジタル化による業務改善の意見が出たところである。

このような状況の中、近年様々なサービスのデジタル化が急速に進展しており、本業務においても、利用者の利便性向上、事務処理の効率化を図るため、時代に即したシステムを開発、導入することとして、本組合事務電子化対応システムの開発及び運用保守等業務（以下「当該業務」という。）の調達を実施する。

第2 調達内容

1 調達物件

長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等

2 調達物件の数量及び特質

本件調達物品機器等の仕様等は、「長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

3 納入期限及び納入場所

開発および機器納入等の納入期限 令和8年11月30日

運用・保守の期限 令和8年12月1日～令和14年3月31日

※1 費用の積算については4 上限価格の注意事項参照

納入場所 組織市が指定する場所及び長野県民交通災害共済組合

- 4 上限価格 186,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
開発導入費と 64 カ月間の運用保守費及び機器の総額とすること。

注意：運用・保守費用の価格の積算にあたっては、その期間を機器の状態（タブレット端末を除く。）やライセンスの有効期間等を考慮して提案すること。

5 履行期間

開発および機器納入等 令和 8 年 11 月 30 日

運用・保守 令和 8 年 12 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日

第 3 プロポーザルに参加する者に必要な資格

1 参加者の資格

次のいずれにも該当する者であることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 日本国内の地方公共団体において、5案件以上の類似のシステムの開発・導入及び運用保守に係る業務を受託した実績を有すること。
- (5) 当該業務システムの導入及び運用保守に関するメンテナンス及びアフターサービス等を迅速に行うことができること。
- (6) 公募開始日において、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JISQ27001又はISO/IEC27001）又はプライバシーマークの認証（JISQ15001）を得ていること。
あるいは、これらと同程度の資格・認証等を持ち、そのことを書面にて証明することが可能であること。

第 4 参加表明書の作成・提出に係る事項

参加をするものは、次のとおり提出すること。

1 参加表明書の作成様式

- (1) 参加表明書 様式2号による。
- (2) 参加要件資料 様式3号による。
- (3) 機能要件確認表及び非機能要件確認表 別紙1による。
 - ① 別紙1の全ての項目について、実現の可否を回答欄に回答すること。
 - ② 回答方法については次のとおり回答すること。
 - 仕様書で想定している機能について、想定を上回る機能を実装するもの
 - 仕様書で想定している機能について、概ね想定通りの機能を実装するもの
 - △ 仕様書で想定している機能について、一部機能を満たしていないが代替機能を提案するもの
 - ▽ 仕様書で想定している機能について、一部機能を満たしていないが代替処理を提案しているもの
 - × 対応不可能なもの
 - ③ システムでの対応予定や運用による代替案とした場合は、備考欄に具体的に記載するか、提案書に記載した場合はその番号を記入すること。

2 参加要件資料記載上の留意事項

(1) 登録状況

物品購入等入札参加資格者の登録規程に基づく登録状況を記載するとともに、同規程に基づく確認通知書の写しを添付すること。（長野県又は参加団体に登録がある場合）

(2) 業務実績

過去に委託を受けた同種または類似の業務の契約書の写しを添付すること。

(3) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3 問い合わせ先

〒380-0871 長野県長野市大字西長野字加茂北143-8

長野県民交通災害共済組合 事務局（岡木・大葉）

電話 026-234-3611

ファックス 026-234-3614

電子メール info@cheering-nagano.jp

なお、参加要件に関する質問の受付期限は、9月11日（木）までとする。

4 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

(1) 提出期限 令和7年9月12日(金)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時までとする。)

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。(郵送の場合は、到達したことを電話で3の問い合わせ先に確認すること。なお、提出期限までの令和7年9月12日(金)必着とする。)

(4) 参加の取りやめ

参加表明後、やむを得ない事情で参加を取りやめる場合は、理由を付記した辞退届を提出すること。

5 提案書の提出者を選定するための基準

提案書の提出者は「第3 プロポーザルに参加する者に必要な資格」を満たしている者とする。

6 非該当理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち提案書の提出者として該当しなかった者に対しては、その理由(以下「非該当理由」という。)を書面により通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に、書面により、組合長に対して非該当理由についての説明を求めることができる。

なお、非該当理由についての説明は、組合長が書面を受理した日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面により回答する。

7 仕様書等必要書類の配布

(1) 配布場所

3に同じ

(2) 配布期間

4に同じ

(3) 配布方法

参加表明書の受理を以って直接配布とする。

第5 提案書等の作成・提出に係る事項

1 提案を求める具体的内容

別表2「長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務評価基準」の「評価項目」に基づき、提案すること。

その他、以下についても別途提案すること。

(1) スケジュール及び業務実施体制

(2) 価格（税抜）

経費の見積額（委託予定額の範囲内とする）及びその内訳（開発費及び運用保守費等の別）。

なお、提案内容は全て実現できること。

2 提案書等の作成様式

(1) 提案書 様式7号による。

(2) 提案資料 様式8号による。

パワーポイントでの提出（A4横で1スラ/1ページ）も可とする。

(3) 見積書 様式9号による。

(4) その他 提案の説明を補完するための資料を添付しても良い。ただし、用紙サイズはA4とし両面印刷とすること。（構成上やむを得ない箇所はA3折り畳み、片面印刷も可）

第6 提案書記載上の留意事項

1 提案資料

(1) 別表2の全ての評価項目について記載すること。

(2) 記載の順序は、別表2の評価項目の項目順とすること。

(3) 考え方を簡潔に記載するなど、わかりやすい資料作成に努めること。

(4) 各ページにはページ番号を記載すること。

(5) 1ページに1項目の記載とし、総ページ数は35ページ以内にとすること。

2 見積書

(1) 見積金額の内訳については、できるだけ詳細に記載すること。

(2) 初期費用、利用料、保守料、ライセンス料、情報資産提供に係る経費等、仕様書に記載するものは全て含むこととし、追加費用が発生す

ることの無いようにすること。

- (3) 人件費のほか、移動費（交通費）、消耗品等、本業務の遂行に必要な費用の一切を含むものであることとし、追加費用の発生は認めない。

3 不明の点がある場合の質問の受付期限、受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付期限 9月30日（火）
- (2) 受付場所 第4の3に同じ。
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで。
(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- (4) 受付方法 電子メールとする。
口頭質問は受け付けない。

(5) 回答方法

- ア 発注者が示す仕様書に係る質問及び提案書の提出等の事務手続きに係る一般的な質問の場合は、参加表明した者全員に公表する。
- イ 提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開とするが、質問者に対しては電子メールにより10月10日（金）までに順次回答する。

4 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法等

- (1) 提出期限 令和7年10月28日（火）
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出場所 第4の3に同じ。
- (3) 提出部数 9部（原本1部、写し8部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。
(郵送の場合は、到達したことを電話で第4の3の問い合わせ先に確認すること。なお、令和7年10月28日（火）必着とする。)

5 提案書のヒアリングに関する事項

提案の内容に関するプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーション時間内でのデモンストレーションを可とする。

- (1) 実施予定日 令和7年11月10日（月）
- (2) 実施場所 第4の3に同じ。
- (3) 提案時間 発表35分、質疑15分の合計50分を標準とする。

6 その他の留意事項

- (1) 提出された提案書は返却しない。
- (2) 提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
なお、提案書等の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこと。

第7 特定者の決定方法

参加者が提出した提案書等の内容について審査・評価を行い、総合評価点が最も高い参加者を特定者とする。

ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、評価委員の意見を踏まえた上で、委員長判断により特定者を決定するものとする。

1 評価する内容

- (1) 提案の的確性、積極性、適合性、実現性、その他
- (2) 技術の妥当性及び実績
- (3) 経費の妥当性及び整合性

2 評価する方法

(1) 審査機関

提出された提案書の内容についての評価は、長野県民交通災害共済組合（以下「組合」という。）及び、本組合の電子化対応システム開発及び運用保守等業務委託プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）において審査・評価を行う。

- (2) 評価対象及び配点・審査者について
以下の表に準ずる。

評価対象	審査内容	審査者
機能評価点	機能要件ごとの得点	組合
価格評価点	見積額による価格点	組合
技術評価点	提案書及びプレゼンテーションによる 評価点	委員会

(3) 評価の区分等

評価の区分等については、以下のとおりとする。

ア 機能評価

別紙1「機能要件確認表及び非機能要件確認表」による。

イ 価格評価

様式9号の提示価格により評価する。

ウ 技術評価

別表2「長野県民交通災害共済事務電子化対応システム開発及び運用保守等業務評価基準」による。

計算式は

各評価項目の得点（評価項目の採点×重み）

なお、各評価項目は別表2の提案項目にプレゼンテーションにおける評価を加味したものである。

(4) 重み

技術評価の客観性を高めるため、評価の区分を評価項目に細分化し、項目ごとに「重み」を設定する。

(5) 採点の考え方

機能評価項目の採点は、5段階評価とし、配点は次の各項目のとおりとする。

- | | |
|---|----|
| ア 仕様書で想定している機能について、想定を上回る機能を実装する | 5点 |
| イ 仕様書で想定している機能について、概ね想定通りの機能を実装する | 4点 |
| ウ 仕様書で想定している機能について、一部機能を満たしていないが代替機能を提案する | 3点 |
| エ 仕様書で想定している機能について、一部機能を満たしていないが代替処理を提案する | 1点 |
| オ 対応不可 | 0点 |

技術評価項目の採点は、5段階評価とし、配点は次の各項目のとおりとする。

ア 非常に優れた水準の提案の場合	10点
イ 優れた水準の提案の場合	7点
ウ 委員会が想定した水準の場合	5点
エ 低い水準の提案の場合	3点
オ 非常に低い水準の提案の場合	0点

(6) 評価点

ア 評価点の算出方法は、次のとおりとする。

機能評価点 評価項目の得点の合計を基に計算式にて求めた点数

技術評価点 提案書に対する評価項目の得点
(評価項目の採点×重み)の合計

価格評価点 見積額に対して計算式にて求めた点数

イ 技術評価項目の得点は、各評価委員の採点の平均を採用し、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

3 特定者への通知に関する事項

審査結果により、特定者にはその旨通知する。

4 非特定理由に関する事項

提案書を提出した者のうち、特定者以外の者に対して、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により組合長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

なお、非特定理由についての説明は、組合長が書面を受理した日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により回答する。

5 その他の留意事項

(1) 提案書審査結果表は、契約締結後、公表するものとする。（業者名については、特定者のみ。）

第8 その他

- 1 契約書作成の要否
必要とする。（別添「委託契約書（案）」による。
- 2 関連情報を入手するための窓口
第4の3に同じ。
- 3 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。
- 4 提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができるが、提案書の差し替えは認めない。
- 5 特定者となった提案者と協議の上、詳細な内容を決定するものであり、必ずしも提案書等の内容で契約することを保証するものではない。

第9 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- 1 本書で指定する提出期限後に提出された企画提案書等の提出物
- 2 指定された提出物に記名、押印がない又は判然としないとき。
- 3 委託する業務の名称のない又は重大な誤りのある企画提案書
- 4 同一提案者から提出された提案内容の異なる企画提案書
- 5 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- 6 見積金額の記載が不明確な企画提案書（見積総括表及び見積内訳書）
- 7 見積金額の記載を訂正した企画提案書（見積総括表及び見積内訳書）
- 8 その他本プロポーザルに関する条件に違反した企画提案書等の提出物等

第10 補足

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 2 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、これを免除する。

第11 その他

詳細は、「仕様書」による。